

独立行政法人 地域医療機能推進機構

感染管理指針

第3版

可児とうのう病院

2025年7月改訂

目次

第1		趣旨	2
第2		医療関連感染管理のための基本的考え方	2
第3		用語の定義	2
I		医療関連感染に係る感染管理指針	2
П		事象の定義及び概念	3
第4		感染管理体制の整備	3
Ι		感染対策部門の設置	4
П		感染対策委員会	4
Ш		感染制御チーム (Infection Control Team: ICT) 活動の推進	5
IV	-	抗菌薬適正使用支援チーム(Antimicrobial Stewardship Team:AST)活動の推進	6
V		感染リンクナースについて	7
VI	[その他	7
VI	[感染防止対策地域連携の実施	7
第 5	١	医療関連感染対策のための職員研修	8
第6		感染症の発生時の対応と発生状況の報告	8
Ι		感染症発生状況の監視(サーベイランス)	8
П		発生状況の報告	9
第7		医療関連感染発生時の対応	9
第8		院内感染対策推進方策等	9
1		手指衛生	9
2		微生物汚染経路遮断	10
3		エビデンスに基づいた予防策	10
4		環境清浄化	10
5		交差感染防止	11
6		消毒薬適正使用	11
7		抗菌薬適正使用	11
8		付加的対策	12
	8-	1. 空気感染	12
	8-	2. 飛沫感染	12
	8-	3. 接触感染	12
	8-	4. 予防接種	13
	8-	5. 職業感染防止	13
	8-	6. 第三者評価	13
	8-	7.患者への情報提供と説明	13
第9		公表	14
第 1	0	病院感染管理指針の閲覧	14

JCHO 可児とうのう病院 感染管理指針

第1 趣旨

本指針は、独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院における感染管理体制、医療関連感染の予防策等に係る基本方針を示すものである。(附属施設を含む)は、本指針に基づき適切な医療関連感染の予防を推進し、患者・利用者サービスの質の保障及び安全な医療の提供に努めるものとする。可児とうのう病院(以下「当院」とする)においては、本指針により院内感染対策を行う。

第2 医療関連感染管理のための基本的考え方

JCHO可児とうのう病院は、JCHOの基本理念に基づき、医療関連感染を未然に防ぐことを第一として取り組み、感染症患者発生の際には拡大防止のため、原因の速やかな特定と科学的根拠に基づく対策の実施により制御、終息を図る。職員は、この目標を達成するため、各病院の感染管理指針及び感染管理マニュアルにのっとった医療を患者・利用者に提供できるように取り組むものとする。

<基本理念>

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることは医療機関の義務である。当院においては、本指針により院内感染対策を行う。

第3 用語の定義

- I 医療関連感染に係る感染管理指針
 - 1. 独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院感染管理指針 当院において医療関連感染予防を推進していくための基本的な考え方を示したもの。

2. 感染管理指針(以下「病院感染管理指針」という)

当院における医療関連感染管理定性、医療関連感染管理のための職員研修、及び予防を推進していくための基本方針を示したもので、感染管理指針に基づき作成する。病院感染管理指針は、感染対策委員会(ICC: Infection Control Committee)において策定及び改訂をするものとする。

院内の組織的な感染対策については、次の項を含めた、院内感染対策指針を定め、職員へ 周知する。

- ① 医療関連感染対策に関する基本的な考え方
- ② 医療関連感染対策のための委員会その他の組織に関する基本事項
- ③ 医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針
- ④ 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
- ⑤ 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 患者等に対する病院感染管理指針の閲覧に関する基本方針

Ⅱ 事象の定義及び概念

1. 医療関連感染(HAI: Healthcare-Associated Infection)

医療関連感染とは、医療機関(外来を含む)や療養型施設、在宅医療等のさまざまな形態の医療サービスに関連し、患者が原疾患とは別に新たに感染症に罹患したこと及び医療従事者等が医療機関内において感染症に罹患したことをいう。

医療関連感染は、医療サービスを受ける過程や提供する過程で感染源(微生物を保有する ヒトや物)に曝露することにより発生する感染症であり、患者のみならず医療従事者や訪問 者など医療サービスに関わるあらゆる人に起こりうるものである。

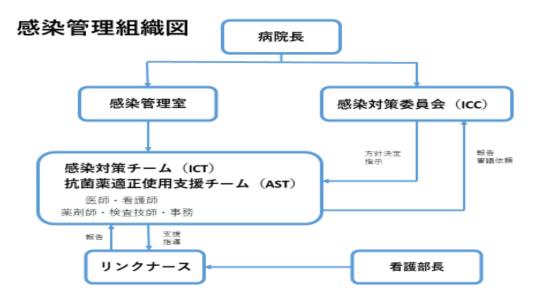
2. 感染症アウトブレイク

- (1) 感染症アウトブレイクとは一定期間内に同一病棟や同一医療機関といった一定の場所 で発生した医療関連感染の集積が通常よりも統計学的に有意に高い状態をいう。
 - 1) アウトブレイクを疑う基準
 - ①1 例目の発見から4週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発病症例が計3例以上特定された場合又は同一医療機関内で同一菌株と思われる感染症の発病症例(抗菌薬感受性パターンが類似した症例等)が計3例以上特定された場合。
 - ②カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌(VRSA)、多剤耐性緑膿菌(MDRP)、バンコマイシン耐性腸球菌(VRE)及び多剤耐性アシネトバクター属の5種類の多剤耐性菌については、保菌も含めて1例目の発見をもって、アウトブレイクに準じて厳重な感染対策を実施する。

※CREの定義については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10 年法律第114 号)の定めに準拠するものとする。

- (2) 感染症アウトブレイクの終息とは、以下のいずれかの要件を満たしたことをいう。
 - 1)最後の症例の感染性が消失してから原因となった病原体の潜伏期間の2倍の期間が経過するまで新たな症例が確認されなかったとき
 - 2) アウトブレイクの原因となった病原体について検出率が通常レベルに戻ったとき

第4 感染管理体制の整備



I 感染管理室の設置

感染管理室を設置し、組織的に医療関連感染対策を実施する体制を整える。

本指針(院内指針、手順書と言うべきもの:以下同様)は院内感染対策委員会 infection control committee (ICC) の議を経て策定したものである。また、院内感染対策委員会の議を経て適宜変更するものであり、変更に際しては最新の科学的根拠に基づかなければならない。

1. 感染管理室には、医療関連感染管理者(医師)、看護師、薬剤師、臨床検査技師を配置し、感染対策チームを組織して、職員の健康管理、教育、医療関連感染対策相談(コンサルテーション)、発生動向監視(サーベイランス)、対策実施の適正化(レギュレーション)及び介入(インターベンション)を行う。

2. 本指針の閲覧

医療関連感染対策に関する取組事項を院内の見やすい場所に掲示して周知するものとする

3. 本指針の掲載

本指針は院内感染対策マニュアル(紙版および院内ネット版)に掲載する。職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族等から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。なお、本指針の照会にはICTが対応する。

Ⅱ 感染対策委員会

- 1. 医療関連感染対策推進のため、感染対策委員会を開催する
- 2. 感染対策委員会の構成員は各部門を代表する職員等により職種横断的に構成する。
 - ① 院長(委員長を務める。出席できない場合はICDが代理)
 - ② インフェクションコントロールドクター(ICD)
 - ③ 微生物検査技師
 - ④ 診療科代表医師 2名(内科、外科。ICDと兼任可)
 - ⑤ 看護部長、各看護師長等
 - ⑥ 医療安全管理者
 - (7) 手術部・中材((5)と兼任可)
 - ⑧ 薬剤部長
 - ⑨ 診療放射線技師長
 - ⑩ 臨床検査技師長
 - ① 栄養管理室長(不在の場合は主任栄養士)
 - ② 理学療法士長(不在の場合は主任理学療法士)
 - ③ 老健副施設長(事務長)
 - ④ 健康管理センター棟看護師長(不在の場合は副看護師長)
 - ⑤ 事務長(不在の場合は事務長補佐:総務企画班長、医事班長)
 - (I) 感染管理認定看護師(CNIC)
 - ① 総務企画課(書記)

上記③以下の代表者が欠席の場合は必ず代理が出席することとする。

- 3. 感染対策委員会は、以下の業務を行うものとする。
 - ① ICTの報告を受け、その内容を検討した上で、ICTの活動を支援すると共に、必要に応じて、各診療科に対して院長名で改善を促す。
 - ② 院内の各部署から医療関連感染に関する情報が感染対策委員会に報告され、感染対策委員会から状況に応じた対応策が現場に迅速に還元される体制を整備し、重要な検討内容について、医療関連感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応状況を含め、院長へ報告する。
 - ③ 医療関連感染が発生した場合には、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び職員への周知を図る。
 - ④ 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整える。特定抗菌薬(広域スペクトラム抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制の体制を整備する。
 - ⑤ 検体からの薬剤耐性菌の検出情報、薬剤感受性情報など、医療関連感染対策に重要な情報が臨床検査部門から診療部門へ迅速に伝達されるよう、院内部門間の感染症情報の共有体制を確立する。
 - ⑥ 感染対策に必要な物品の購入伺いを出す。
 - ⑦ 日常業務化された改善策の実施状況を調査し、必要に応じて見直しする。
 - ⑧ 実施された対策や介入の効果に対する評価を定期的に行い、評価結果を記録、分析し、 必要な場合は、さらなる改善策を勧告する。
 - ⑨ ICTが検討した事項ついてさらに討議し感染対策マニュアルを更新する。
 - ⑩ 職員への予防注射の実施を決定する。
 - ① 感染対策に関する研修を必ず年に2回主催する
 - ② 院内、および厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業を実施しその結果を評価、 検討する

4. 委員会の開催及び活動の記録

- (1)委員会の開催は毎月第2木曜日、重大な問題が発生した場合は緊急で必要に応じて臨時会議を開催する。
- (2) 委員会の議事は、記録し感染対策部門または事務部門が管理する。

Ⅲ 感染制御チーム (Infection Control Team: ICT) 活動の推進

医療関連感染防止に係る諸対策の推進を図るため、感染管理部門内に感染制御チームを設置する。院長は、感染制御チームが円滑に活動できるよう、感染制御チームの院内での位置付け及び役割を明確化し、院内の全ての関係者の理解及び協力が得られる環境を整える。

- 1. 感染制御チームは、医師、看護師、薬剤師、微生物検査技師、事務員により構成し、 院長が任命する。院長より感染対策に関する権限を委譲された院長直属のチームとして活動する。
- 2. 感染制御チームは、以下の活動を行う。

- (1)最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布する。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ年1回程度の点検及び見直し、検討し感染対策委員会へ諮る
- (2) 1週間に1回定期院内ラウンドを行って、医療関連感染事例を把握するとともに、感染防止対策の実施状況の把握、確認、指導を行う。現場の改善に関する介入、コンサルテーション、サーベイランス、現場の教育/啓発、アウトブレイクあるいは異常発生の特定と制圧に当たる。感染制御チームによるラウンドは、チームメンバー全員で行うことが望ましく、少なくとも2名以上で行い、必要に応じて各部署を巡回する。なお、各病棟を毎月巡回することを基本とするが、耐性菌の発生状況や広域抗生剤の使用状況などから、病棟ごとの院内感染や耐性菌の発生リスクの評価を定期的に実施している場合には、少なくともリスクの高い病棟を毎回巡回し、それ以外の病棟についても巡回を行っていない月がないものとする。患者に侵襲的な手術・検査等を行う部署についても、2か月に1回以上巡回する
- (3) 重要な検討事項、異常な感染症発生時および発生が疑われた際は、その状況および患者/院内感染の対象者への対応等を担当医と検討し、院長へ報告する。改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る
- (4)職員教育(集団教育と個別教育)の企画遂行を積極的に行う。院内ネットや掲示物で広報 活動を行う
- (5) 微生物学的検査に係る状況を記した「感染情報レポート」を週1回作成し、院内で疫学情報を共有するとともに、感染防止対策に活用する。院内細菌分離情報、抗菌薬感受性を把握する
- (6)院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を構築する。特定抗菌薬(広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制又は許可制の体制をとる
- (7) 保健所からの情報、指示を受けたり、感染症発症届出の支援をする
- (8) 清掃委託業者と連絡をとりあい適切な環境整備に協力する
- (9) 洗浄・滅菌業務が適切に行われているかどうか把握する
- (10) JANIS、J-SIPHE などのサーベイランスに参加し最新の感染対策情報を収集する
- (11) 感染防止対策加算のための感染対策地域連携カンファレンスを企画、参加する
- (12)職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行う なお当該研修は、医療安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うものとする (「第5 医療関連感染対策のための職員に対する研修」参照)

Ⅳ 抗菌薬適正使用支援チーム (Antimicrobial Stewardship Team: AST) 活動の推進

薬剤耐性(Antimicrobial Resistance: AMR)対策の推進、特に抗菌薬の適正使用の推進を図る。感染対策向上加算1を取得する場合は、抗菌薬適正使用支援チームを設置する。

- 1. 抗菌薬適正使用支援チームは、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成する。
- 2. 抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行う。
 - (1) 抗MRSA薬及び広域抗菌薬の使用や無菌検体(血液・髄液)の培養から感染兆候を認めるなど感染症治療を必要とする患者などを対象としたモニタリング

- (2)(1)のモニタリング対象患者の継時的な評価と主治医へのフィードバック
 - 適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況
 - ・抗菌薬の選択・用法・用量の適切性
 - ・微生物検査等の治療方針への活用状況 など
- (3)適切な検体採取と培養検査の提出や、アンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用できる体制の整備
- (4) 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗 菌薬使用量などのアウトカム指標の定期的な評価
- (5)経口抗菌薬の処方状況の把握
- (6) 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員研修
- (7) 抗菌薬の採用と採用中止の検討
- (8) 感染症診療の各種コンサルテーション

▼ 感染リンクナースについて

感染リンクナースは各病棟、または外来の看護師長の推薦で看護部長と ICT が委嘱する。

- 1. 感染リンクナースの役割
- (1) ICT からの情報伝達
- (2) ICT への情報提供、サーベイランスの協力
- (3) 現場での問題点をあげ、ICTと一緒に解決にあたる
- (4) 標準予防策、針刺し事故防止策実践の手本となる
- (5) 院外講習会などに極力参加し感染対策についての知識を得る

VI その他

発生した院内感染症が、正常範囲の発生か、アウトブレイクあるいは異常発生かの判断がつきにくいときは、圏域内の可茂保健所・岐阜県院内感染対策相談窓口(岐阜大学医学部附属病院生体支援センター内に設置した専門相談窓口)を活用する。

Ⅶ 感染防止対策地域連携の実施

感染対策向上加算1を算定する医療機関であり以下を行う。

- ① 保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った医療機関と合同で少なくとも年4回程度(当院と中部国際医療センターが主催する合同カンファレンス年4回+岐阜県病院協会主催の岐阜県感染対策向上加算算定施設合同カンファレンス2回)、定期的に医療関連感染対策に関するカンファレンス(薬剤耐性菌等検出状況・感染症患者の発生状況・医療関連感染対策の実施状況・抗菌薬の使用状況等)を行い、その内容を記録する。このうち少なくとも1回は、新興感染症等の発生等を想定した訓練を行う
- ② 感染対策向上加算 2・3 又は外来感染対策向上加算を算定する医療機関から、必要時に院内感染に関する相談等を受ける
- ③ 院内感染対策サーベイランス (JANIS)、感染対策連携共通プラット フォーム (J-SIPHE) 等、地域や全国のサーベイランスに参加する
- ④ 感染対策向上加算1に係る届出を行っている医療機関と連携し、少なくとも年1回程度、 当該加算に関して連携しているいずれかの医療機関に相互に赴き、既定の様式に基づく感

染防止対策に関する評価を行い、当該医療機関にその内容を報告する また、少なくとも 年1回、当該加算に関して連携しているいずれかの医療機関から評価を受ける

第5 医療関連感染対策のための職員研修

感染防止対策部門は、医療関連感染対策を推進するため、職員に対する研修等を、ICTと連携して、以下のとおり企画し実施する。

- 1. 医療関連感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の医療関連感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技術の向上等を図る。
 - (1) 就職時の初期研修は、ICTあるいはそれにかわる十分な実務経験を有する指導者が適切に行う。
- 2. 病院の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下で行う。
- 3. 病院全体に共通する医療関連感染に関する内容について、年2回程度、定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。(安全管理体制確保のための研修とは別に行う。)
- 4. 研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録し保管する。
- 5. 学会、研究会、講習会など、施設外研修を受けた者の伝達講習を、適宜施設内研修に代えることも可とする。
- 6. ラウンド等の個別研修あるいは個別の現場介入を、可能な形で行う。

第6 感染症発生状況の監視と報告

I 感染症発生状況の監視(サーベイランス)

日常的に院内おける感染症の発生状況を把握するシステムとして、病院の状況に合わせて以下のサーベイランスを実施し、結果を感染対策に反映させる。

- 1. ターゲット (対象限定) サーベイランス
 - ・中心ライン関連血流感染サーベイランス
 - ・カテーテル感染尿路感染サーベイランス
 - 耐性菌サーベイランス
 - ・抗菌薬使用量サーベイランス(抗菌薬使用量、抗菌薬使用日数)
 - ・その他の対象限定サーベイランスを可能な範囲で実施する(手術部位感染、人工呼吸 器関連肺炎)
 - 2. 症候性サーベイランス
 - インフルエンザ様症状サーベイランス
 - ・消化器症候群サーベイランス
 - 3. プロセスサーベイランス

- ・医療行為のプロセスの評価 (実施率や遵守率の評価)
- ・MRSAに関しては環境検査を行い標準予防策のモニタリングとして啓蒙活動に利用する

Ⅱ 発生状況の報告

感染症に係る院内の報告体制を確立し、必要な情報が感染防止対策部門に集約されるよう、整備する。また、可茂保健所、JCHO本部及び西日本地区事務所へ必要な報告を可及的速やかに行う。

第7 医療関連感染発生時の対応

医療関連感染症の発生又はその兆候を察知したときは、以下に沿って、迅速かつ適切に対応する。

- 1. 施設内の各領域別の微生物の分離率ならびに感染症の発生動向から、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制御のための初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う
- 2. 臨床微生物検査室では、業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなどの解析を行って、疫学情報を日常的にICTおよび臨床側へフィードバックする
- 3. 外注している検体検査がある場合は、外注業者と緊密な連絡を維持する
- 4. アウトブレイク又はその兆候察知時には、緊急に院内感染対策委員会又は I C T 会議を開催し、可及的速やかにアウトブレイクに対する医療関連感染対策を策定し実施する
- 5. アウトブレイクに対する感染対策を実施したにもかかわらず、継続して当該感染症の発生があり、当院で制御困難と判断した場合は、速やかに圏域の可茂保健所や岐阜大学医学部付属病院生体支援センター内に設置した専門相談窓口(kansen@gifu-u.ac.jp)に支援を依頼する

第8 院内感染対策推進方策等

国立大学医学部附属病院感染対策協議会がとりまとめた病院感染対策ガイドライン、および平成15年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)による「国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急特別研究」(主任研究者:小林寛伊・NTT東日本関東病院名誉院長)の分担研究報告書「医療施設における院内感染(病院感染)の防止について」を規範に当院での感染対策マニュアルを作成し院内ネットに掲示するとともに病棟にてファイル保管し活用する。なおマニュアルはICTが中心となり常に更新し啓蒙する。以下はその骨子である。

I. 手指衛生

手指衛生は、感染対策の基本であるので、これを遵守する。

- ①手指衛生の重要性を認識して、遵守率が高くなるような教育、介入を行う
- ②手洗い、あるいは、手指消毒のための設備/備品を整備し、患者ケアの前後には必ず手指衛

生を遵守する

- ③手指消毒は、手指消毒用アルコール製剤による擦式消毒を基本とし、使用量をモニタリング する
- ④目に見える汚れがある場合や、アルコールが無効な菌・ウイルス感染症患者の対応後には、 石けんと流水による手洗いを行う
- ⑤患者の血液、体液、排泄物、分泌物に触れるときは手袋を着用する

Ⅱ. 微生物污染経路遮断

微生物汚染(以下汚染)経路遮断策としてアメリカ合衆国疾病予防管理センター Centers for Disease Control and Prevention(CDC)の標準予防策(Jane D Siegel et al. Guideline for Isolation Precautions: Preventing Transmission of Infectious Agents in Healthcare Settings 2007. http://www.cdc.gov/ncidod/dhqp/pdf/guidelines/Isolation2007.pdf)で詳述する感染経路別予防策を実施する。

- ① 血液・体液・分泌物・排泄物・あるいはそれらによる汚染物などの感染性物質による接触 汚染または飛沫汚染を受ける可能性のある場合には手袋、ガウン、マスクなどの個人防護 具 personal protective equipment (PPE) を適切に配備し、その使用法を正しく認識、 遵守する
- ② 呼吸器症状のある患者には、咳による飛沫汚染を防止するために、サージカルマスクの 着用を要請して、汚染の拡散を防止する
- ③ 各感染症につき隔離基準を設け、コホーティングや個室隔離をおこなう

Ⅲ、エビデンスに基づいた予防策

ガイドラインが呈示されている下記の病態についてはこれに従い I C T が中心となって実施 状況をモニタリングする。

- ① 血管内留置カテーテル関連感染
 - (ア) C V ラインは可能なかぎり使用しない努力をする
 - (イ) 閉鎖式輸液ラインを使用する
 - (ウ) C V ライン挿入はクロロヘキシジンアルコールによる消毒を原則とし、マキシマル バリアプリコーション (マスク、ガウンテクニック) をおこなう
 - (エ) C V ライン挿入部は透明シールでドレッシングし毎日観察、週1回クロルヘキシジンアルコールで消毒する
 - (オ) 末梢静脈カテーテルはできる限り3日以上留置しない。ロックは生食で行う
- ② 尿路カテーテル関連感染
 - (ア) できる限り尿路留置カテーテルを使用しない
 - (イ) 閉鎖式カテーテルを使用する
- ③ 人工呼吸器関連肺炎
- ④ 手術部位感染
- ⑤ 褥瘡感染、ストーマの管理

Ⅳ. 環境清浄化

患者環境は、常に清潔に維持する。

① 患者環境は質の良い清掃の維持に配慮する

- ② 限られたスペースを有効に活用して、清潔と不潔との区別に心がける
- ③ 流しなどの水場の排水口および湿潤部位などは必ず汚染しているものと考え、水の跳ね 返りによる汚染に留意する
- ④ 床に近い棚(床から30cm以内)に、清潔な器材を保管しない
- ⑤ 薬剤/医療器材の長期保存を避ける工夫をする
- ⑥ 手が高頻度で接触する部位は1日1回以上清拭または必要に応じて消毒する
- ⑦ 床などの水平面は時期を決めた定期清掃を行い、壁やカーテンなどの垂直面は、汚染が明らかな場合に清掃または洗濯する
- ⑧ 可能な限り蓄尿を控える 汚物室などの湿潤部位の日常的な消毒や衛生管理に配慮する
- ⑨ 清掃業務を委託している業者に対して、感染対策に関連する重要な基本知識に関する、 清掃員の教育・訓練歴などを確認し、必要に応じて教育、訓練を行う(業務責任者より再教育を要請するも可)
- ⑩ 生花の持ち込みはお断りする

Ⅴ. 交差感染防止

易感染患者を保護隔離して病原微生物から保護する。

- ① 結核が疑われる外来患者は待機室にて採痰し待機していただく。また必要に応じて発熱 外来を設置するなど、感染の疑い患者を他の患者と出来るだけ接触させないよう対処する
- ②感染リスクの高い易感染患者を個室収容する場合には、そこで用いる体温計、血圧測定装置などの用具類は、他の患者との供用は避け、専用のものを配備する
- ③各種の感染防護用具の対応を容易かつ確実に行う必要があり、感染を伝播する可能性の高い 伝染性疾患患者は個室収容、または、集団隔離収容して、感染の拡大を防止する
- ④単回使用の指定がある医療機器(医療用具)については、特段の合理的理由がない限り、これ を再使用しない

VI. 消毒薬適正使用

消毒薬は一定の抗菌スペクトルを有するものであり、適用対象と対象微生物を十分に考慮して適正に使用する。

- ①生体消毒薬と環境用消毒薬は、区別して使用する。ただし、アルコールは両者に適用される
- ②生体消毒薬は、皮膚損傷、組織毒性などに留意して適用を考慮する
- ③塩素製剤などを環境に適用する場合は、その副作用に注意し、濃度の高いものを広範囲に 使用しない
- ④高水準消毒薬(グルタラール、過酢酸、フタラールなど)は、環境の消毒には使用しない
- ⑤環境の汚染除去(清浄化)の基本は清掃であり、環境消毒を必要とする場合には、清拭 消毒法により汚染箇所に対して行う

Ⅷ. 抗菌薬適正使用

抗菌薬は、不適正に用いると、耐性株を生み出したり、耐性株を選択残存させる危険性があるので、対象微生物を考慮し、投与期間は可能な限り短くする。

- ① 注射用広域抗菌薬、抗 MRSA 薬は、 I C D、薬剤部への届出制とする。院内全体の抗菌薬質使用状況を把握しておく
- ② バンコマイシン耐性腸球菌 (VRE)、MRSA、多剤耐性緑膿菌 (MDRP) など特定の

多剤耐性菌を保菌していても、無症状の症例に対しては、抗菌薬の投与による除菌は行わない

③ 施設内における薬剤感受性パターン (アンチバイオグラム) を把握し、併せて、その地域に おける薬剤感受性サーベイランスの結果を参照する

Ⅷ. 付加的対策

疾患及び病態等に応じて感染経路別予防策(空気予防策・飛沫予防策・接触予防策)を追加して実施する。次の感染経路を考慮した感染対策を採用する。

- **8-1. 空気感染** (粒径 5 μ m 以下の粒子に付着。長時間、遠くまで浮遊する)
 - a. 麻疹
 - b. 水痘(播種性帯状疱疹を含む)
 - c. 結核
 - d. 重症急性呼吸器症候群 (SARS)、高病原性鳥インフルエンザ等の新型インフルエンザ、新型コロナウイルス (COVID-19)、ノロウイルス感染症等も状況によっては空気中を介しての感染の可能性あり
- **8-2. 飛沫感染** (粒径 5μ m より大きい粒子に付着、比較的速やかに落下する)
 - a. 侵襲性B型インフルエンザ菌感染症(髄膜炎、肺炎、喉頭炎、敗血症を含む)
 - b. 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎、肺炎、敗血症を含む)
 - c. 重症細菌性呼吸器感染症
 - ① ジフテリア (喉頭)
 - ② マイコプラズマ肺炎
 - ③ 百日咳
 - ④ 肺ペスト
 - ⑤ 溶連菌性咽頭炎、肺炎、猩紅熱(乳幼児における)
 - d. ウイルス感染症(下記のウイルスによって惹起される疾患)
 - ① アデノウイルス
 - ② インフルエンザウイルス
 - ③ ムンプス (流行性耳下腺炎) ウイルス
 - ④ パルボウイルス B19
 - ⑤ 風疹ウイルス
 - e. 新興感染症
 - ① 重症急性呼吸器症候群 (SARS)
 - ② 高病原性鳥インフルエンザ
 - f. その他
- 8-3. 接触感染(直接的接触と環境/機器等を介しての間接的接触とがある)
 - a. 感染症法に基づく特定微生物の胃腸管、呼吸器、皮膚、創部の感染症あるいは定着状態(以下重複あり)
 - b. 条件によっては環境で長期生存する菌(MRSA、Clostridioides difficile、Acinetobacter baumannii、VRE、MDRPなど)
 - c. 小児における respiratory syncytial (RS) ウイルス、パラインフルエンザウイルス、ノロウイルス、その他腸管感染症ウイルスなど
 - d. 接触感染性の強い、あるいは、乾燥皮膚に起こりうる皮膚感染症

- ① ジフテリア (皮膚)
- ② 単純ヘルペスウイルス感染症 (新生児あるいは粘膜皮膚感染)
- ③ 膿痂疹
- ④ 封じ込められていない(適切に被覆されていない)大きな膿瘍、蜂窩織炎、褥瘡
- ⑤ 虱寄生症
- ⑥ 疥癬
- (7) 乳幼児におけるブドウ球菌癤
- ⑧ 帯状疱疹 (播種性あるいは免疫不全患者の)
- ⑨ 市井感染型パントン・バレンタイン・ロイコシジン陽性 (PVL+) MRSA 感染症
- e. 流行性角結膜炎
- f. ウイルス性出血熱 (エボラ、ラッサ、マールブルグ、クリミア・コンゴ出血熱:これらの疾患は、最近、飛沫感染の可能性があるとされている)

8-4. 予防接種

予防接種が可能な感染性疾患に対しては、接種率を高めることが最大の制御策である。

- ①ワクチン接種によって感染が予防できる疾患(B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性 耳下腺炎、インフルエンザ等)については、適切にワクチン接種を行う
- ②患者/医療従事者共に接種率を高める工夫をする

8-5. 職業感染防止

- ①原則、針はそのまま針捨てBOXに廃棄する 抗がん剤の皮下注射等の取扱いは、トレイの上にのせた空バイアルビンに片手でさして トレイから捨てる。針をもったまま両手で操作しない
- ②リキャップが必要な際は、安全な方法を採用する
- ③採血スピッツなどの採血用容器を手に持ったまま、血液などの入った針付き注射器を 操作しない (FFコネクターを必ず使用する)
- ④針捨てBOX専用容器を配置する
- ⑤使用済み注射器(針付きのまま)その他、鋭利な器具専用の安全廃棄容器を用意する
- ⑥安全装置付き器材の導入を考慮する
- ⑦ワクチン接種によって職業感染予防が可能な疾患に対しては、医療従事者が当該 ワクチンを接種する体制を確立する
- ⑧感染経路別予防策に適した個人用防護具 (PPE) を着用する
- ⑨結核などの空気予防策が必要な患者に接する場合には、N 9 5 微粒子用マスクを着用する
- ⑩胸部レントゲン写真による健康診断を年2回実施する

8-6. 第三者評価

①医療関連感染対策の各施設に於ける質は、(財)日本医療機能評価機構などの外部機関の評価をうける

8-7.患者への情報提供と説明

患者本人および患者家族に対して、適切なインフォームドコンセントを行う。

- ① 疾病の説明とともに感染制御の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める
- ② 必要に応じて感染率などの情報を公開する

第9 公表

公衆衛生上の影響について勘案し、必要に応じて可茂保健所・JCHO 本部と協議の上報告する。

第10 病院感染管理指針の閲覧

病院感染管理指針は、各病院のホームページに掲載し、患者及び家族並びに利用者が容易に閲覧できるように配慮する。

附則

この指針は 2008年3月1日より施行する 2014年10月1日改訂 2016年4月1日改訂 2016年9月1日改訂 2017年4月1日改訂 2018年10月1日改訂 2022年10月1日改訂 2024年6月1日改訂 2025年7月1日改訂